

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 4 号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与) 第 2 条 略 2 及び 3 略 4 第 1 項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額 <u>の100分の145</u> に相当する額に、6 月に支給する場合においては <u>100分の140</u> 、12 月に支給する場合においては <u>100分の150</u> を乗じて得た額に、6 月 1 日又は12月 1 日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の 4 第 2 項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 5 略	(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与) 第 2 条 略 2 及び 3 略 4 第 1 項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額 <u>の100分の145</u> に相当する額に、6 月に支給する場合においては <u>100分の150</u> 、12 月に支給する場合においては <u>100分の160</u> を乗じて得た額に、6 月 1 日又は12月 1 日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の 4 第 2 項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 5 略

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 2 条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給与) 第 2 条 略 2 及び 3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額 <u>の100分の145</u> に相当する額に、6 月に支給する場合においては <u>100分の140</u> 、12 月に支給する場合においては <u>100分</u>	(給与) 第 2 条 略 2 及び 3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額 <u>の100分の145</u> に相当する額に、6 月に支給する場合においては <u>100分の150</u> 、12 月に支給する場合においては <u>100分</u>

の150を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。